

熊本大学附属図書館(中央館)リニューアル1周年記念

第30回 熊本大学附属図書館貴重資料展

# 誓いを立てる 武士たち

## 細川家血判起請文の世界

### 解説目録

期間 平成26年11月1日(土)～3日(月)

10時～17時

会場 熊本大学附属図書館 1階

古文書閲覧室・ラーニングコモンズ



主催 熊本大学附属図書館・熊本大学文学部附属永青文庫研究センター  
協力 公益財団法人永青文庫・放送大学熊本学習センター・熊本ルネッサンス県民運動本部  
後援 熊本日日新聞社・NHK 熊本放送局・RKK

## ■ 展示にあたって ■

起請文きしょうもんとは、みずからの主張や約束が偽りなきことを誓約するた  
めの文書の様式で、中世初期に成立し、江戸時代を通じて作成され  
た。前半部分に主張・約束の内容を記し（「前書まえがき」）、「牛王宝印ごおうほういん」と  
呼ばれる護符（多くは熊野神社のもの、大きさは縦二〇cm・横三〇  
cmあまり）を裏返して、約束の内容に偽りなきことを神仏にかけて  
誓う文言（「神文しんもん」）を書き、貼り継ぐのが一般的で、戦国時代には、  
誓約者（差出人）の血判けっばんを伴うようになった。

熊本大学寄託永青文庫細川家文書のうちには、家臣たちが主君や  
上役に提出した血判起請文が、元和一〇年（一六二四）から明治三  
年（一八六九）まで、約二七〇通も伝存している。じつにそのうち  
一〇六通は、第二代当主細川忠興（三斎）の正保二年（一六四六）  
の死去までの間に提出されたものである。こうした家臣団起請文の

あり方は、初期の細川家が、忠興をめぐるいわば「御家騒動」的な  
状況を克服することで、一七世紀後半以降の安定期を実現したこと  
を物語っている。

戦国から江戸時代への大きな時代の転換に際して、武士たちの価  
値観はどう変化したのか。「天下泰平」の時代の武士たちが命をか  
けて手に入れようとしたものは何か。家老から御毒見役まで、一〇  
〇人以上もの血判起請文を通覧することで、転換期における武士た  
ちの組織観、生き方の変化にせまってみよう。

二〇一四年一〇月

熊本大学文学部附属永青文庫研究センター長

稲葉 継陽

同 時 開 催

公開講演会・第九回永青文庫セミナー

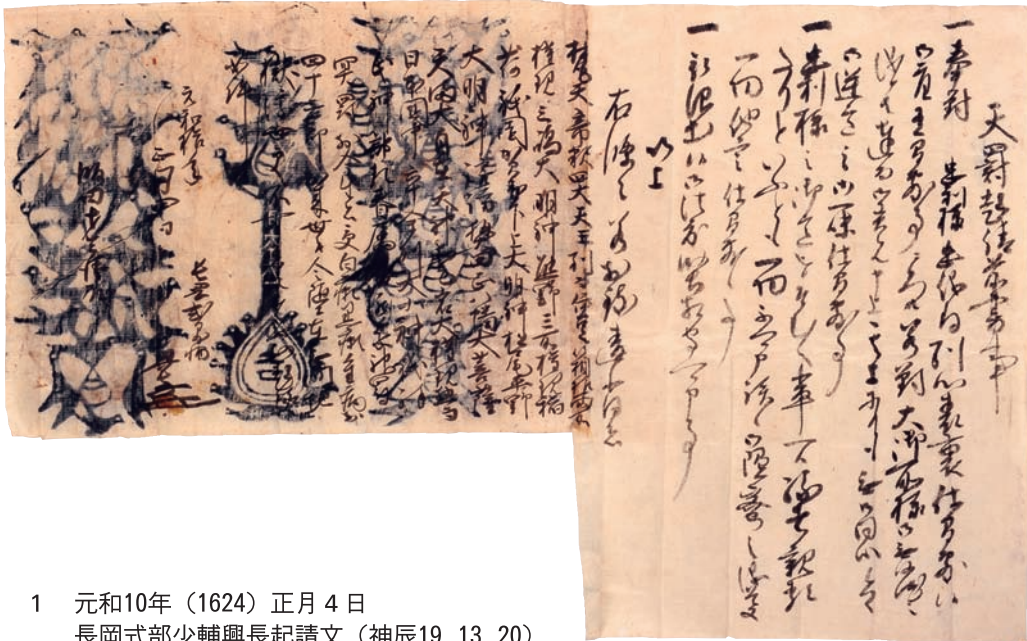
## 「近世初期細川家 血判起請文の世界」

講師 稲葉 継陽

日時 平成二十六年十一月一日（土） 十四時三十分～十六時

# I 細川忠利の肥後入国

元和七年（一六二二）に細川忠興（三斎、一五六三―一六四六）から家督を相続した忠利（一五六六―一六四一）は、家老衆に補佐されて小倉藩政を運営するが、中津に隠居した三斎との間に藩政運営上の対立が生じる。それを抱えながら、細川家は寛



1 元和十年（1624）正月4日  
長岡式部少輔興長起請文（神辰19. 13. 20）

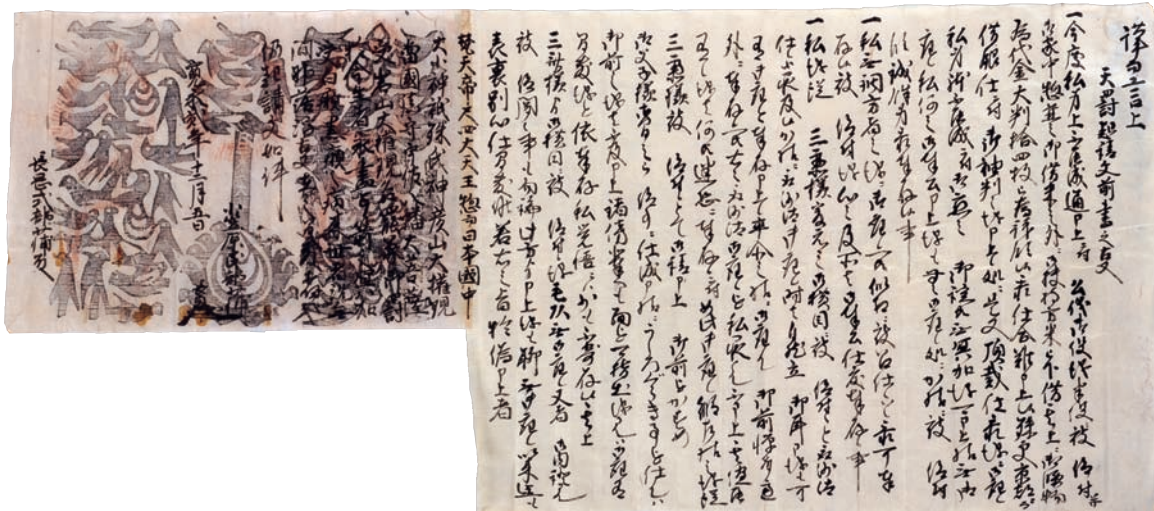
永九年（一六三二）に肥後熊本へと移る。熊本藩政の確立と天草・島原一揆への対応に腐心した忠利は、寛永一八年（一六四二）三月に急死。家老衆は「御国家」維持の体制固めのために団結する。

**諫言は家老の義務**

松井興長は細川家筆頭家老。秀忠から家光への將軍家代替りに際して、「もし忠利様が大御所様（秀忠）と疎遠にするなら、私は忠利様に「御異見」（諫言）し、大御所様に対する忠利様の「御逆意」には、決して協力しない」と誓っている（第一条）。御家存続のために主君に意見できる者こそが、優れた家老であった。宛所の飯田は忠利の近習（披露人）である。

## 私は三斎のスパイじゃない！

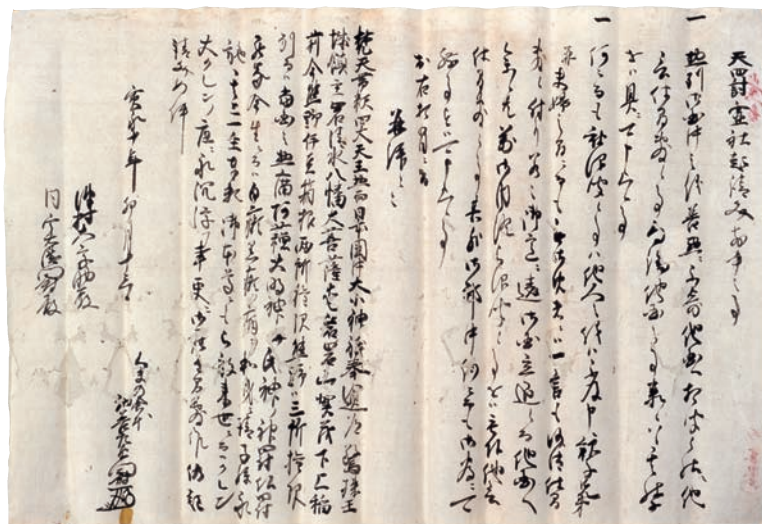
小笠原は知行五千石の重臣。自分について、小倉の情報の中津に内々に伝達する「御横目」に任じられている、という噂（「取沙汰」）が立っているが、三斎から横目を命じられた事実はなく、忠利に内緒で三斎に情報を漏らしたようなこともまったくない、と宣誓している（第三条）。小倉（忠利）・中津（三斎）間に非常に厳しい緊張関係があり、小笠原のような重臣がその渦中で忠利家臣としての立場を失いかねない状況に追い込まれていたことが示されている。



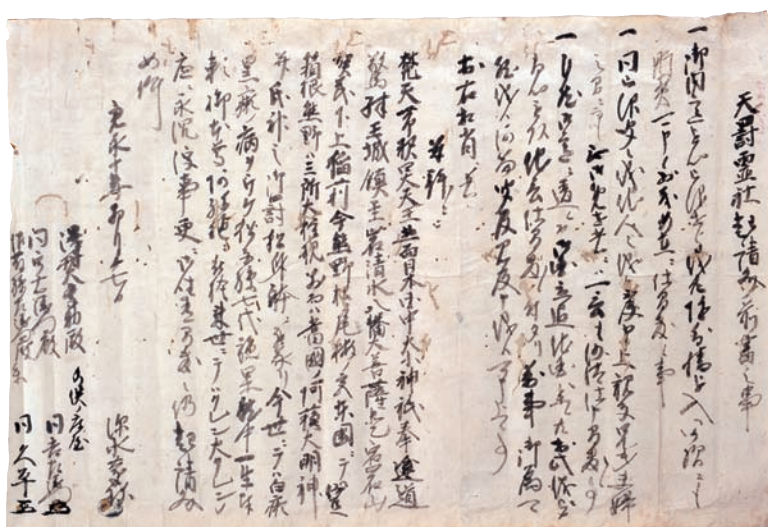
2 寛永2年（1625）12月5日 小笠原民部少輔貞長起請文（神辰19. 8. 1）

### 国境での情報管理を誓約

細川家肥後入国直後に書かれたこれらの起請文は、球磨郡人吉藩の御用商人（くまの倉本）である西と、薩摩との国境にあたる葦北郡水俣の庄屋深水一族が、担当家老の沢村父子に提出したものだ。彼らは地域に根を張った有力者で、国境を超えて活動していたのである。肥後側で知り得た情報は決して他国に漏洩しない、他郡で有益な情報を得たら報告する、と誓約している。



3 寛永10年（1633）卯月13日 西善左衛門尉起請文（神辰19. 27. 201）



4 寛永10年卯月17日 深水慶珍等三名連署起請文（神辰19. 27. 199）

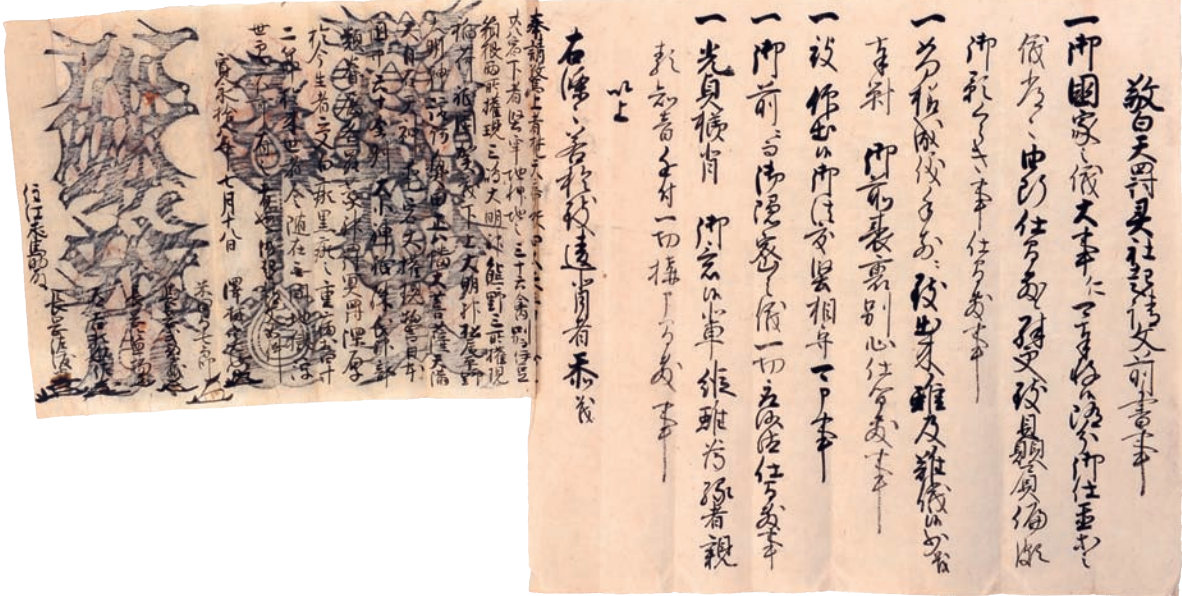
### 天草・島原一揆 戦功査定に依怙臆員は禁物

寛永一五年（一六三八）二月末に終結した天草・島原一揆攻めだが、家臣の戦功の査定は難航した。この起請文は、五月の段階で査定担当者に任命された六名の重臣たち（いずれも指揮官クラス）から家老の沢村に提出されたもので、自分の部隊所属の者であっても依怙臆員せず、査定が完了するまで秘密は決して漏らさない、と誓っている。



5 寛永15年（1638）5月10日 長岡佐渡守等七名連署起請文（14. 12. 乙16. 2）

「御国家」への奉仕こそが家老のつとめ



6 寛永18年(1641)7月18日 長岡佐渡守等六名連署起請文(神辰19.13.7)

細川忠利急死による光尚(「光貞」)への代替りに際して、松井興長ら家老衆六名が近習の住江を通じて光尚に提出した血判起請文。自分たちは「御国家」を「大事」にし、私利私害を排除して職務に専念する、と誓う。「御国家」とは、細川の「御家」の組織と、統治の対象である「御国」(領国地域社会)とを合わせた概念である。近世初期における国持大名家の家老の政治思想の到達点を示す起請文である。

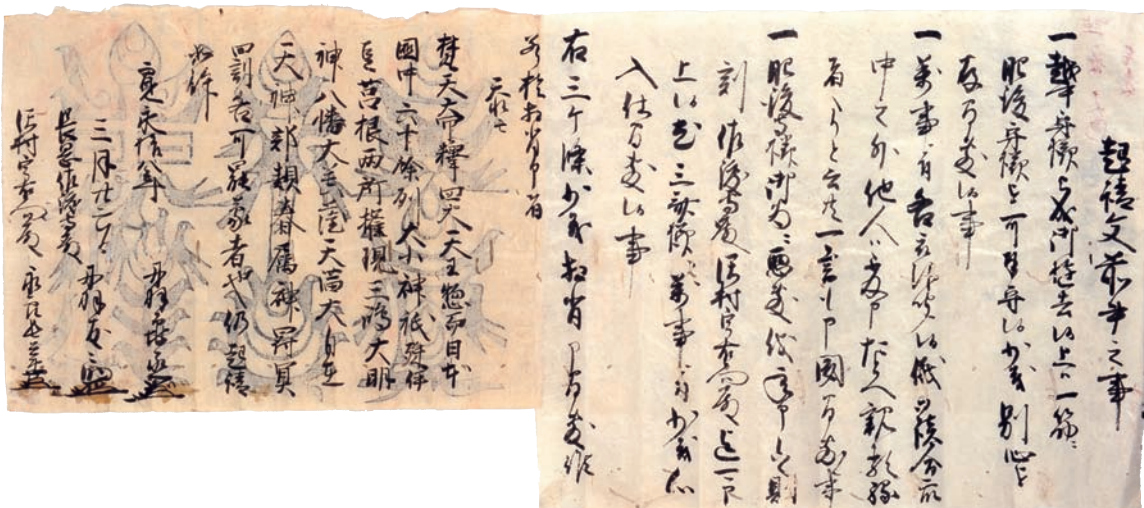
## II 忠利の急死と御家騒動の危機

寛永一八年(一六四一)

三月一八日の藩主忠利の急死は、細川家を揺るがす大事件であった。このとき、熊本の家臣たちは家老や忠利の後継者・細川光尚(一六一九—一六五〇)に次々と起請文を提出した。それらは、八代にあつて自身の隠居家の独立相続をねらう細川三斎及びその周辺との絶交、秘密保持を誓つたものであつた。

### 三斎様に情報は流しませぬ

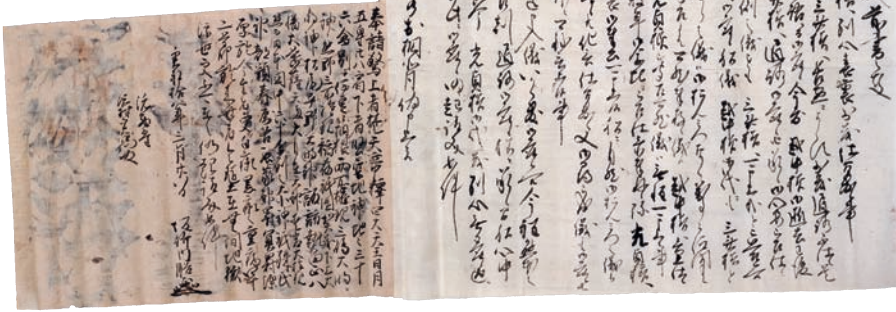
知行高千石の重臣・丹羽龜丞らが家老に提出した起請文である。第三条で、忠利の後継者・光尚(「肥後守様」)にとつて悪しき情報を得たなら、即刻、家老の松井佐渡・沢村宇右衛門に報告する旨を誓うとともに、三斎とはあらゆる面を通じないと誓約している。



7 寛永18年3月26日 丹羽龜丞等三名連署起請文(神辰19.10.1)

スパイだと疑われる前に

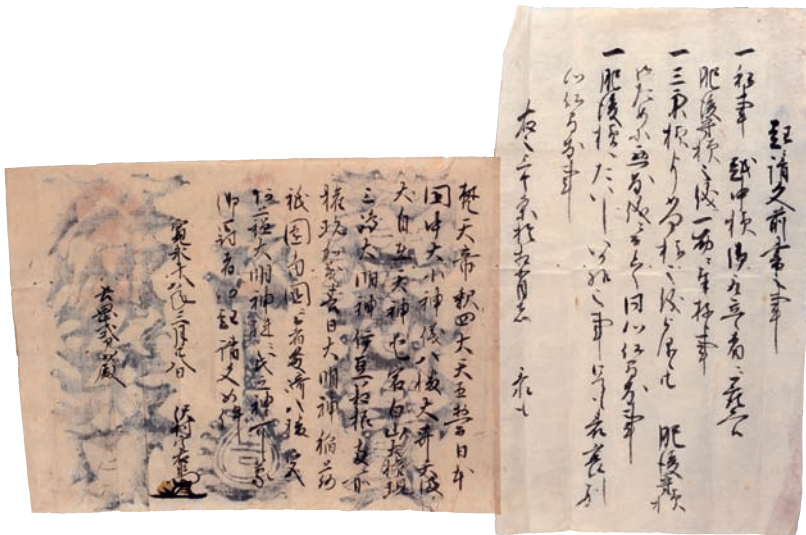
重臣の坂崎内膳正は第二条で次のように述べる。自分は忠利の代から三斎とは決して通じていなかったし、これからもその覚悟だ。忠利が死去してからの熊本の様子が三斎へ筒抜けになっていることだが、かつて三斎近くに仕えていた自分が陰で流していると光尚から疑われてしまったら迷惑であるから、こうして起請文を提出する、と。



8 寛永18年3月28日 坂崎内膳正起請文 (神辰19. 6. 6)

家老を囑望されるエリートさえも

沢村宇右衛門尉は家老・沢村大学の後継者で、この時点では知行二千石の中老、後に知行一万千三百石の家老となるエリートであった。その沢村でさえ「三斎からどのようなことを命じられても、光尚（肥後守）様のために悪しき命令には決して従わない」と誓わねばならなかった。

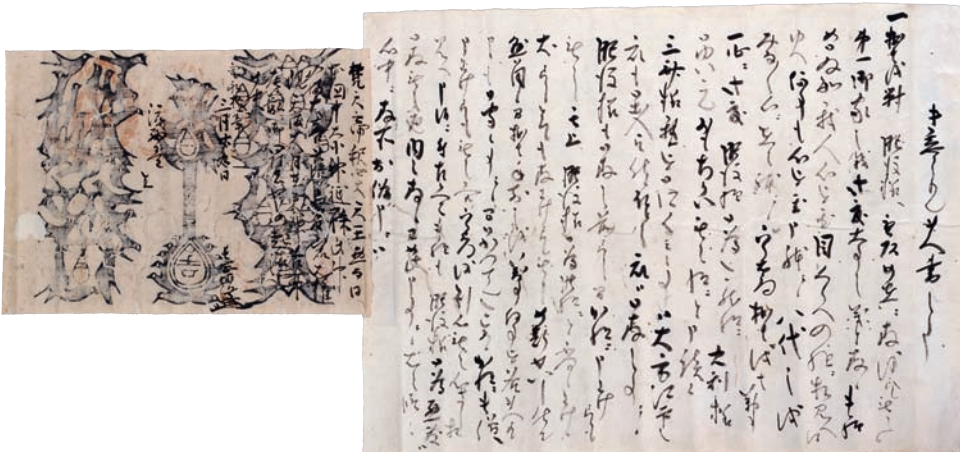


9 寛永18年3月28日 沢村宇右衛門尉起請文 (神辰19. 11. 1)

三斎と家老衆との感情的対立が表沙汰に！

筆頭家老の松井佐渡守は光尚御側衆の沅西堂に宛てて次のように述べる。この「御家の大事」に際して、家臣たちがお互いを警戒しあい、にらみ合っているような状況にある。三斎が熊本の自分たち家老衆を憎んでいることは、幕閣にも細川家出入りの者たちにも、広く知れ渡っている。これでは光尚の家督相続実現にとつて不都合である、と。

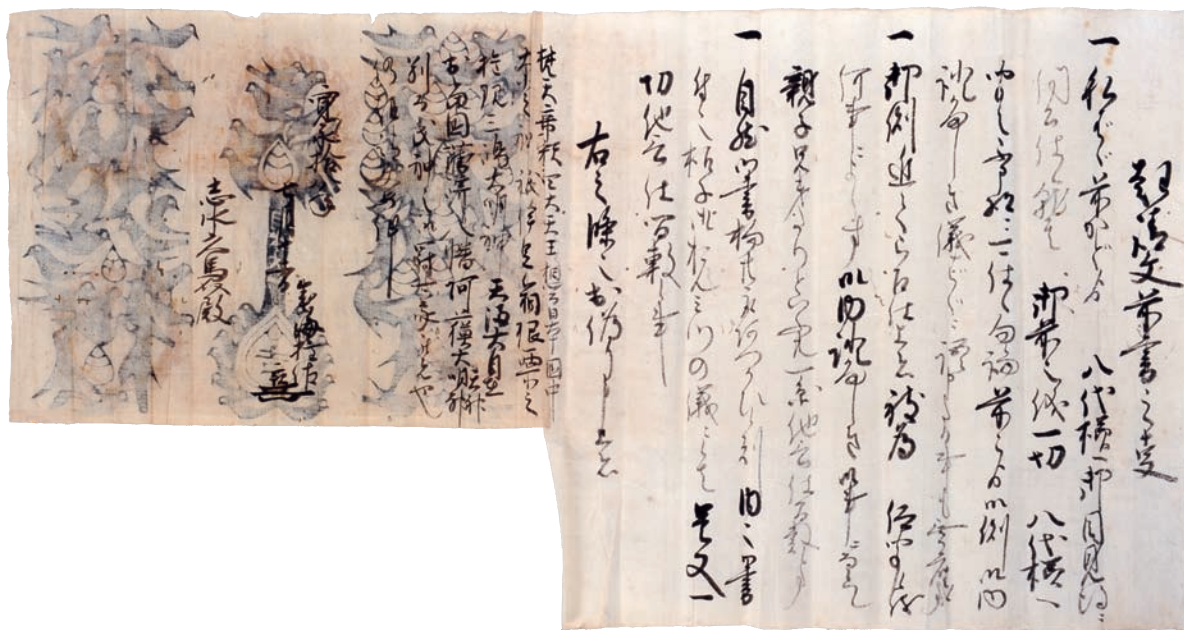
忠利死去直後の細川家中は混乱の極みに達していた。



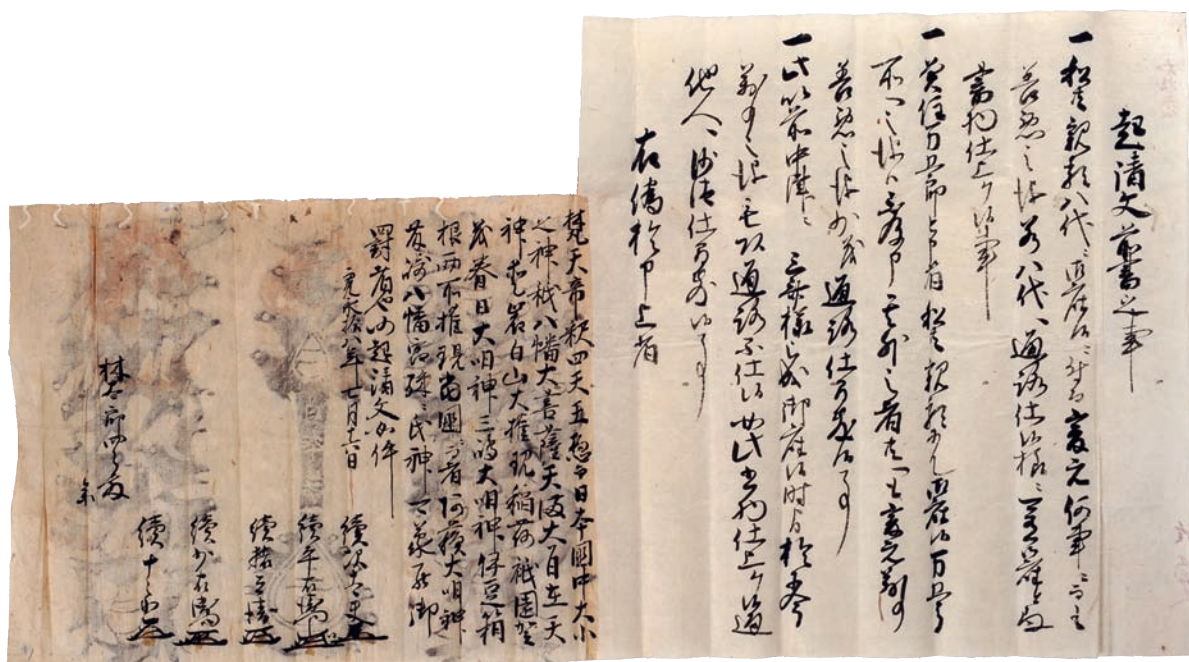
10 寛永18年3月29日 長岡佐渡守起請文 (神辰19. 4. 1)

新藩主のもとでも  
くすぶる対立

寛永一八年五月五日、細川光尚は忠利の遺領五十四万石の一円相続を認められ、六月一四日に熊本に入り、九月末に参府出立するまで熊本で代替りの礼儀等を執行した。しかし、その間も八代の三斎への警戒感止むことはなかった。七月提出のこれら起請文で成海権佐や続らは、三斎に仕える祖母、八代に在る親類にも、決して情報を漏らさないと誓っている。一二号の第三条に、「中津時代から現在まで、三斎に情報を流したことは毛頭ない」とあることからみて、この時期、三斎と縁の深い家臣たちに光尚への起請文提出が求められたのであろう。宛所の志水と林は光尚の御側衆。



11 寛永18年7月12日 成海権佐正親起請文（神辰19. 番号不明1. 67）



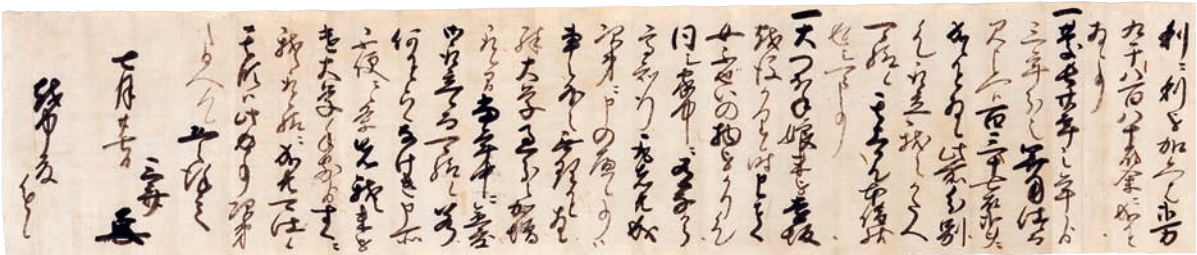
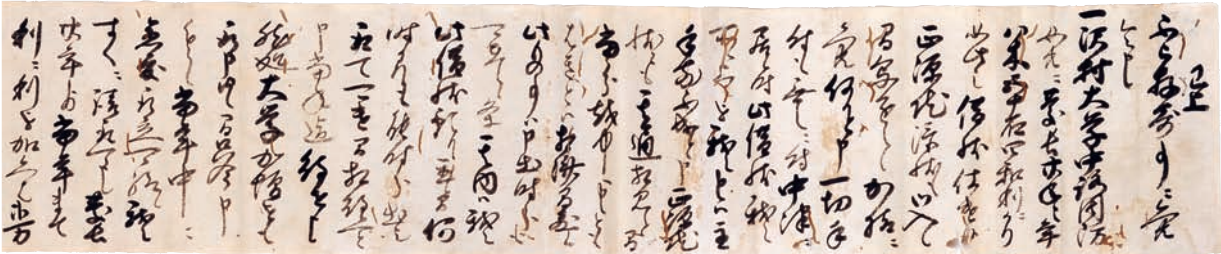
12 寛永18年7月16日 続次太夫等五名連署起請文（神辰19. 6. 5）





一八年前の借米、耳を揃えて三万石いますぐ返せ!

肥後国替え直後、忠利宛の本書状で三齋は唐突にこう述べている。「おまえ(忠利)は知らないだろうが、沢村大学は一八年前に同僚の娘から借りた米五〇石をいまだに返済していない。借米証文が手元にあるので、今日までの利子を計算すると、ざっと二九八八〇石余りになる。沢村は肥後で過分の加増を受けたそうだから、この際おまえが沢村から取り立てて返済せよ。できないなら自分が立て替えてやろうか。女風情の米を借りて踏み倒すとは非道の至りぞ。」



14 〔寛永10年(1633) 7月27日 細川三齋書状(21印66番)〕

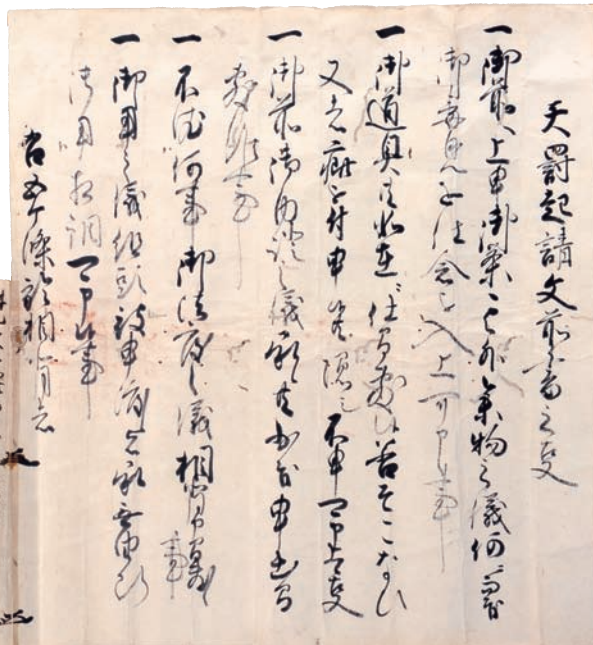
#### IV 個性あふれる細川家臣たち

この時代、家臣たちは大名家の軍事組織に属するとともに、藩の行政・家政組織にも必ず属するようになった。

前者の組織を「番方」、後者を「役方」という。役方には多様な職務があり、それに就任するとき、家臣たちは職務上の遵守事項を起請文に書き付けて上役に提出したのであった。ここでは、そうした起請文を中心に取り上げ、家臣たちの個性を描き出してみよう。

##### 茶道「肥後古流」の祖たち

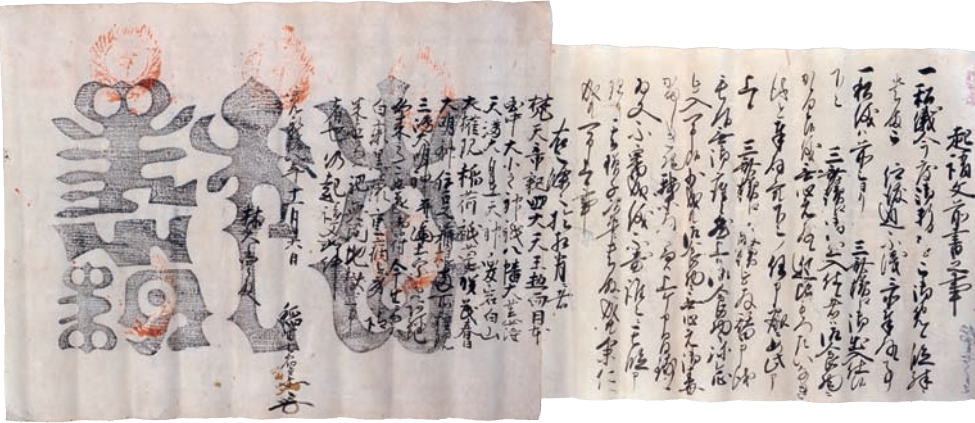
茶道頭古市宗庵や萱野甚斎をはじめとする茶道役一〇名の連署起請文。殿へ上げる御茶等は念入りに毒見をすること、御茶道具は丁寧扱い、もし破損させたり疵つけてしまった場合には、隠すことなく報告することなどが誓約されている。「肥後古流」の祖たちが連署血判した起請文として貴重である。



15 寛永18年(1641) 9月27日 小原無楽等十名連署起請文(神辰19.26.41)

### 御料理役の信用のため起請文を提出

稲生は御料理役。自分は前々から三斎隠居家に出入りしていた者で、現在の家中の情勢では光尚の御料理役としては不適任だと評価されている。にもかかわらず、役を仰せ付けられた以上は、食物の安全に万全を期する、と誓約している。



16 寛永18年11月18日 稲生七郎兵衛起請文（神辰19. 10. 14）

### 殿の身近に仕える薬師の起請文

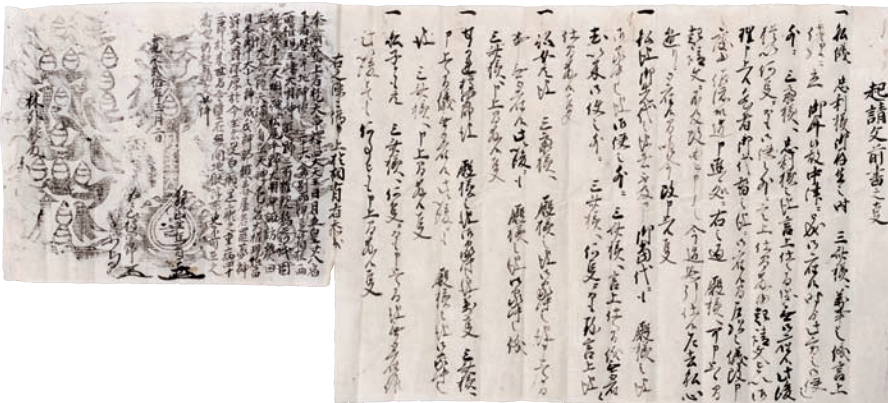
盛方院は薬師。光尚（「肥後守様」）が安心して自分を召し使うことができるように起請文を提出する、と記す。いつも光尚を第一に考え、毒薬など決して進上せず、光尚から直接聞いた話でも光尚の不利になることは決して余所へ漏らさない、と誓っている。



17 寛永19年（1642）霜月19日 盛方院浄元起請文（神辰19. 15. 13）

### 女性が加わった起請文

加賀山一族は畿内出身のキリシタン家臣で、主馬自身も転びキリシタンとして有名である。彼は三斎との関係が深く、子息や娘に至るまで決して三斎には通じないと誓っている。興味深いことに、差出の三人目に「ふち」という女性が署名している。黒印のみで血判はない。女性が加わった起請文は細川家でもこの一通のみで、じつに珍しい。



18 寛永20年（1643）3月2日 加賀山主馬首等三名連署起請文（神辰19. 30. 98）

御毒見役はみずから毒を食らわれない

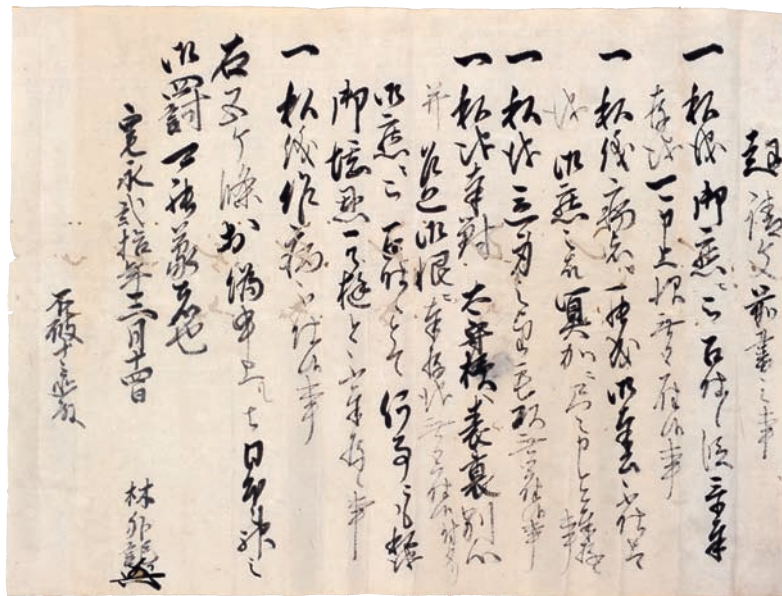
坂井は御毒見役。第一条で、「殿様に上がる食物はよく吟味し、それぞれの料理を調理した者に御毒見をさせてから御前に上げる」と誓約している。御毒見役には、みずからの命を賭して毒を食らうというイメージがあるが、料理人に毒見をさせてチェックする役目だったのである。



19 寛永20年4月27日 坂井七郎右衛門尉起請文（神辰19. 10. 3）

光尚寵臣絶頂期の起請文

細川光尚の寵臣として知られる林外記は、もとの名を太郎四郎といい、本展出品の起請文の多くの宛所となっている。寛永二〇年から外記の称号を名乗りはじめた林は、権力の絶頂に達した。この起請文は病気休職に際して提出されたもの。牛王宝印を用いず、立身の望みは毛頭ない、仮病ではない、と誓約しているのが興味深い。



20 寛永20年3月14日 林外記起請文（神辰19. 21. 28）

御伽衆は御座敷以外でも殿のお相手

欲賀は光尚の御伽衆。特殊な経験・知識を有して物語に巧みな者が、殿に近侍して雑談の相手をするのが御伽である。第二条では、光尚から私的に、また「御座敷」で、隠密に聞かされたことは決して他言しない、と誓約している。藩主の「本音」を聞く機会が多かったのだろう。



21 寛永20年6月16日 欲賀道芸起請文（神辰19. 6. 2）

殿の御小姓衆に手は出しません

光尚の御小姓衆の「兵法御指南」役に任用された磯野の起請文。当該期の大名家は戦国時代の兵法を撰取するために、磯野のような兵法者を召し抱えた。御小姓衆とは、殿の身边に仕える少年たちである。磯野は、「若道之儀」は決して致しません、と誓っているが、若道とは「若衆道」すなわち男色のことである。



22 寛永21年（1644）7月11日 磯野治兵衛信光起請文（神辰19. 17. 16）

鶴崎奉行は情報管理を徹底せよ

続十丞は鶴崎奉行。鶴崎（現大分市内）は細川家が参勤時に使用する港で、熊本藩領であった。続は、豊後府内（同前）に幕府から派遣されている横目（監察官）や、府内藩主で幕閣の信任厚い日根野織部に対する情報管理を徹底する旨、誓約している。罰文と血判は愛宕地蔵の護符に記されている。



23 寛永21年極月12日 続十丞起請文（神辰19. 15. 2）

奉行衆も

「御国家」に

奉仕

惣奉行に任命された奥田・西郡・堀江が家老衆に提出した起請文。注目すべきは第一条で「自分たちは「御国家」を「大事」にし、私利私害を排除して職務に専念する」と誓っている点で、これは四年前の六号文書で家老衆が記した文言に通じる。武士は「御国と御家」の永続・繁栄のために公的業務に邁進すべきだという価値観は、この時期、家中に急速に普及していた。



24 正保2年(1645)2月9日 奥田権左衛門尉等三名連署起請文(神辰19.8.17)

地方行政

担当には

ベテラン

奉行を配置

「御郡之惣奉行」に任命された浅山・田中・沖津が家老衆に提出した起請文。「御郡之惣奉行」は、広大な熊本藩領の地域社会を行政的に統括する重要ポストであるが、浅山らはいずれも豊前時代から忠利に重用されてきた、実力派のベテラン奉行たちであった。地方行政の藩政の体系的構築がこの時期の国持大名家にとっての最優先課題であったことを如実に示す起請文である。

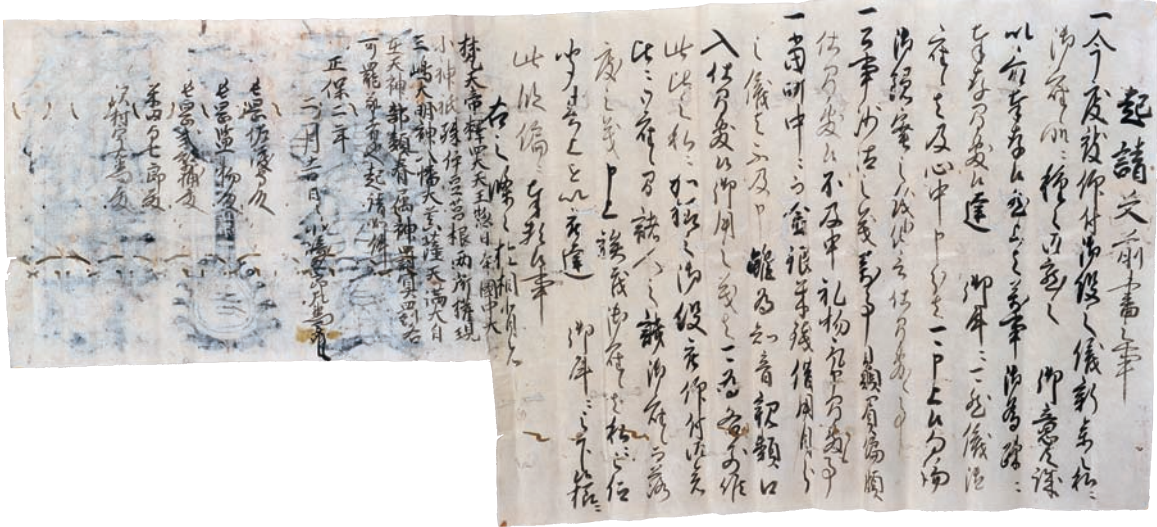


25 正保2年2月9日 浅山修理亮等三名連署起請文(神辰19.8.23)

町奉行の御裁きは公正に

小崎は熊本町

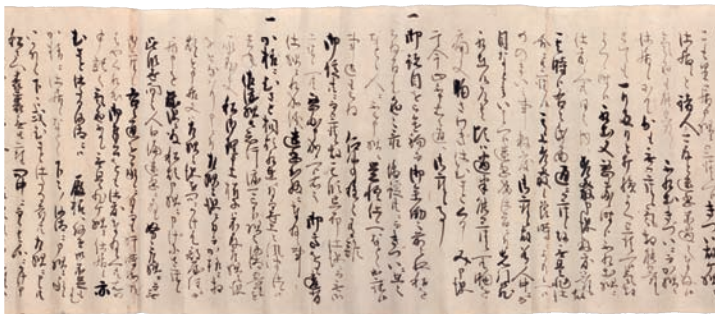
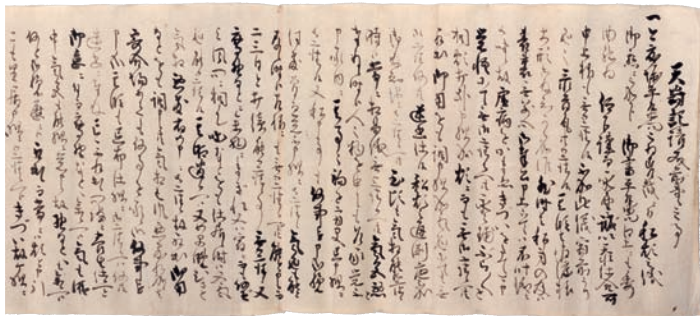
奉行。多くの商人が活動する城下町では紛争（「公事沙汰」）が頻発した。第二条は、紛争裁定に際しては一切の依怙鬻買を排除し、決して賄賂（「礼物」）は受け取らないと記す。また第三条では、知人・親類であっても借金の口利きはしない、と誓っている。町奉行には行政・裁判権の公正な行使が強く求められたのである。



26 正保2年2月吉日 小崎五郎左衛門尉起請文（神辰19. 番号不明1. 72）

V 家老はつらいよ — 松井寄之の苦悩 —

奉行衆や家老衆が奉仕する最高の対象としての「御国家」の特質を垣間見せる、松井寄之起請文を紹介しよう。寄之（長岡式部少輔）は筆頭家老松井興長の後継者であるが、じつは三斎の末子で松井家に養子に入った人物である。寛永一八年（一六四一）の忠利死去直後に提出した起請文では、光尚を支えるべき家老家の後継者でありながら三斎の実子でもあるという自身の素性の特殊性から、三斎と「兎角之通路」で結ばれているのではないかという「諸人」の憶測が生まれ「迷惑」している、と述べていた。その後、寄之は体調を崩して光尚への奉公もままならなくなる。

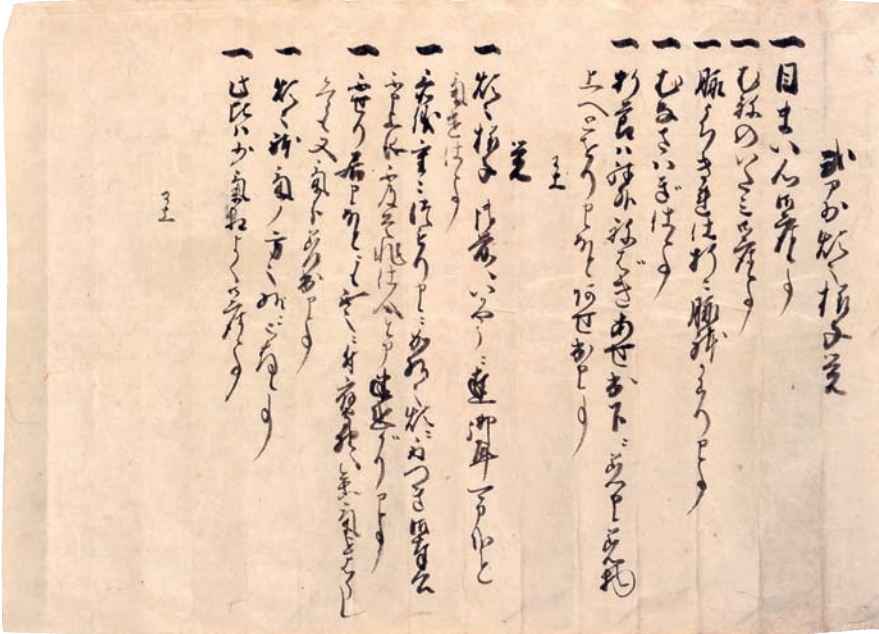


27 〔正保2年〕11月29日 長岡式部少輔起請文（神辰19. 8. 19）

「世間」「下々」での評判に苦悩

前頁二七号の起請文は、光尚が寄之に病状を説明させるために、正保二年（一六四五）に提出させたもの。自分が気儘だから奉公もせず日々打ち過ごしている「諸人」に思われている。これほど迷惑なことはない。「世間」の噂は心底迷惑である。殿様に何か不満でもあって奉公もせずぶらぶらしていると「下々」に噂されているようだ。「世上の評判」は悪く、ひたすら迷惑しているが、そんな「世上」に言い訳することは叶わない…。このように寄之は、「諸人・世間・下々・世上」における自分の評価に、異常なまでの心配を示している。「下々」とは、

領国地域社会の百姓層（領民）を指す。「御国家」に奉仕するのが家老・奉行のつとめだ、という近世的な奉公観の形成には、家中での評価とともに、地域社会での世論が強く作用しており、それらが家老の行動を規制した。二八号は寄之の症状を医師が見立て、起請文に添えて報告した文書。鬱的症状が顕著である。



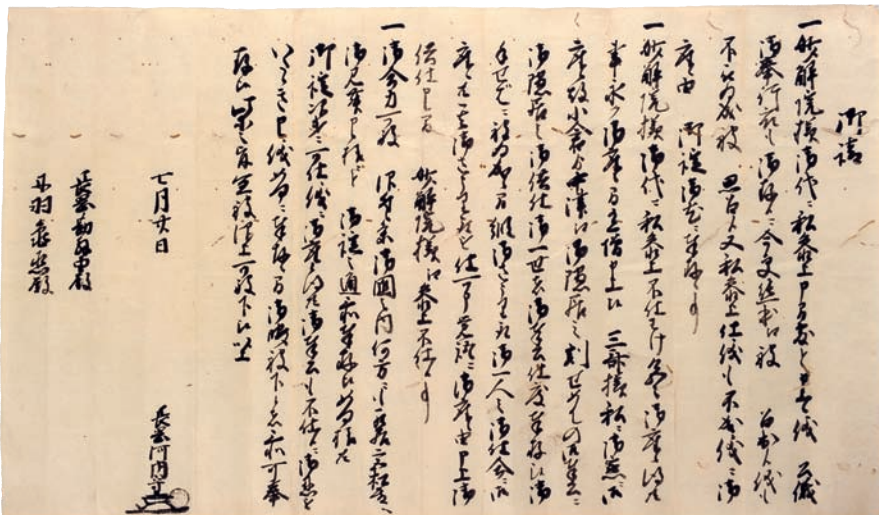
28 〔正保2年〕式部少煩之様子覚（神辰19. 8. 25）

VI 「御国家」の完成——八代御城附衆の成立——

正保二年（一六四五）一二月の細川三斎（忠興）の死去は、時代の変化を象徴する出来事となった。翌年、光尚・家老衆は幕閣と緊密に連携しながら三斎隠居家を解体し、八代城には筆頭家老の松井佐渡守興長が配されることになった。ここに、一元的な政治・行政単位としての「御国家」が完成された。そのとき、家臣のなかには、細川家を離れた者と、「御国家」の屋台骨を担うことになった者があつた。

戦国型家老、細川家を去る

三斎の死去によって、彼の中津隠居いらい臣従してきた者を含む多くの三斎付家臣が細川家を離れた。八代隠居家の家老・長岡河内守（村上景則）もその一人で、本文書は彼が提出した御暇伺いである。「三斎の所帯が小さくなり、たとえ御草履取一人しか奉公できない状況になったとしても、その草履取を自分がつとめる覚悟を申し上げて隠居のお供をした。きっぱりと御暇を下されば忝い」。河内が重視したのは三斎との長年の人格的関係であり、それは戦場で生死を共にする主従の関係に由来するものだった。



29 〔正保3年（1646）〕7月20日 長岡河内守伺書（108. 2. 52番2. 2）

「御国家」新時代の象徴 二匹を超える血判起請文！

八代御城附衆に任命された浅山以下六八名の家臣たちが家老衆に提出した起請文。熊野牛王宝印を六枚も貼り継ぎ、これだけの武士たちが一堂に会して、一人ひとり血判を据えていく光景を想像して欲しい。彼らは、松井興長が預かる八代城に松井家臣とは別に熊本から派遣された本藩の家臣たちであり、興長の指示に従うが、それに関して不当・不正が生じた場合には興長以外の家老衆に報告する、と誓約している（第三条）。城附衆は、八代城主の権力を抑制して二度と独立化させず、「御国家」を維持するために、編成・派遣されたのであった。



30 正保3年10月28日 浅山太兵衛等六十八名連署起請文（神辰19. 10. 7）

第三十回 熊本大学附属図書館貴重資料展

解説目録

誓いを立てる武士たち

— 細川家血判起請文の世界 —

稲葉 継陽 編著

平成二十六年十月刊 熊本大学附属図書館

本目録の無断転載・複製を禁ずる